

計画の

推進に向けて

5

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

① 釧路市環境対策推進会議

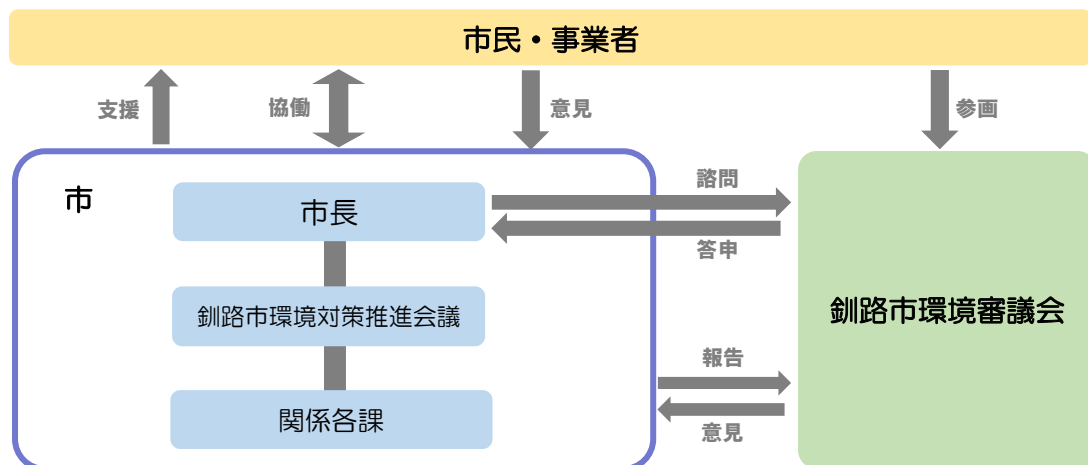
市において、市役所各部各課が一体となって総合的・計画的に本計画の推進に取り組む必要があることから、「釧路市環境対策推進会議」を中心とし、関係各課間の調整を図ります。

② 釧路市環境審議会

市民及び有識者から構成される「釧路市環境審議会」は、本計画に関することや、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。

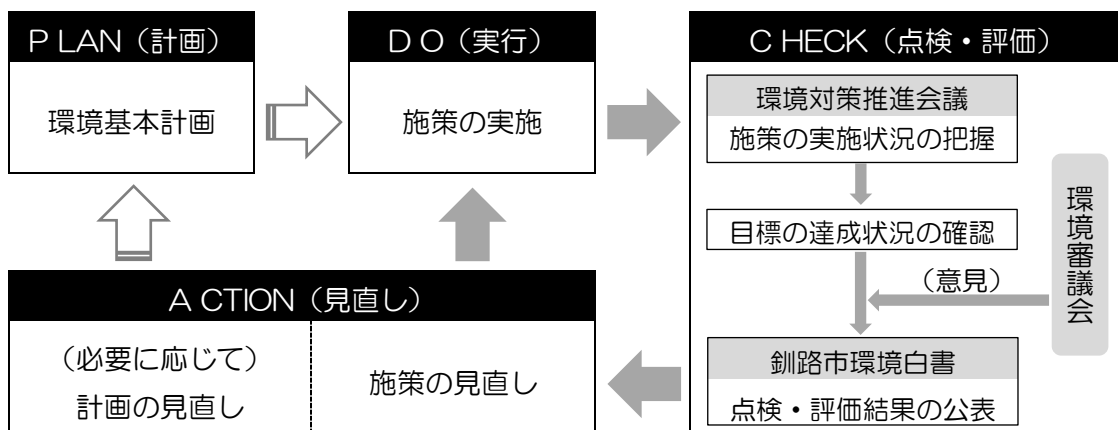
③ 市民参加

環境基本計画の施策等を推進するにあたって、市民の理解や意見の反映に努めます。また、市・市民・事業者が協働して、環境保全に関する取り組みを進めていきます。



2 進行管理

計画の進行管理はPlan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルで行います。



第2節 各主体に求められる役割

1 市民・事業者

PLAN (計画)	▷ 市民・事業者は本計画に関心を持ち、計画策定のためのアンケートやパブリックコメント等をとおして計画づくりに参加します。
DO (実行)	▷ 本計画で示している市民・事業者の取り組みを参考にしながら、環境に配慮した活動に努めます。
CHECK (点検・評価)	▷ 市の発行する「釧路市環境白書」やホームページ等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

2 市

PLAN (計画)	▷ 市民・事業者の意見を十分に反映した計画を策定します。
	▷ 計画を見直した際は、その結果に基づき次年度以降の取り組みを検討します。
DO (実行)	▷ 市の推進する取り組みとして示したものについて積極的に実践します。
	▷ 重点的な取り組みとしているものは、優先的に推進します。
CHECK (点検・評価)	▷ 事務局及び釧路市環境対策推進会議は、関係各課における施策の進捗状況を取りまとめ、釧路市環境審議会に報告します。
	▷ 環境の状況や施策の進捗等をまとめた「釧路市環境白書」を発行し、ホームページ等で公表します。
ACTION (見直し)	▷ 環境審議会の意見等を受け、必要に応じて本計画の見直しを行います。

3 釧路市環境審議会

PLAN (計画)	▷ 釧路市環境基本条例 第32条に基づき、審議会は市長の諮問に応じ、本計画に関することについて調査審議します。
DO (実行)	▷ 各主体の取り組みを推進するための提案や助言を行います。
CHECK (点検・評価)	▷ 計画の進捗状況について確認し、意見を述べます。

